

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	33 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	19 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、平成10年4月に就職して間もない頃に納付書が届いたことから、実家の父親に相談したところ、納付を勧められたため、A銀行の自身の口座から預金を引き出して、B市の自宅近くにあった社会保険事務所（当時）で7万円以上の金額を一度に納付した。

B市にある社会保険事務所に行ったのはこの時の一度きりであり、自身で国民年金保険料の納付を行ったのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人は、平成10年4月に就職してから間もない頃に申立期間に係る国民年金保険料の納付書が届いたとしているところ、i) 日本年金機構C事務センターは、管轄の社会保険事務所において住所変更処理が行われた場合、その時点で納付が可能な期間の過年度納付書が発行されていたものと考えられると回答していること、ii) 日本年金機構D事務センターの回答により、国民年金に関し、申立人の就職に伴う10年4月1日付けの住所変更が同年4月20日に処理されていることが確認できることから、当該処理が行われた時点で納付が可能であった申立期間の保険料について、申立人に対し過年度納付書が発行されたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B市の自宅近くにあった社会保険事務所で7万円以上の金額を一度に納付したとしているところ、申立人の当時の居住地近くにはE社会保険事務所（当時）があり、納付したとする金額も当時の申立期間の保険料額とおおむね一致していることから、

申立人の説明には信ぴょう性が認められる。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が届いた際、実家の父親に相談したとしているところ、申立人の父親は、「当時、娘（申立人）から相談を受けて国民年金保険料の納付を勧めた。その後、娘が帰省した際、納付を行った旨の話をしていた。」としており、父の勧めにより納付を行ったとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私は、勤務していた事業所を昭和57年12月に退職後、58年春頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されたので、その保険料を納付した。

その際、同市役所の窓口担当者から、国民年金保険料を納付するよう強く言われたこと及びオレンジ色の年金手帳を交付されたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間において、保険料の未納期間が無い。

また、申立人は、平成5年2月から同年7月までの期間について、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、国民年金保険料を現年度納付していることについて、「当該期間は失業保険を受給していたので、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更となり、納付書が送付されてきたので納付した。」としており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和58年6月頃にA市において払い出されたものと推認され、これは、同年春頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張と一致するとともに、その時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であることから、保険料の納付意識の高かった申立人は、当該期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 2017

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、A市B区役所の職員に勧められ、国民年金の加入手続を行った。

その際、過去の国民年金保険料を2年以上遡って納付できること、保険料を全額納付しなければ国民年金に加入したことにならないことを聞き、元夫の分と併せて夫婦二人分の保険料を遡って全額納付したことを覚えている。

また、当該保険料を納付したとき、職員に「これで全額ですね。」と確認したことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和52年3月頃に申立人の元夫と夫婦連番で払い出されたものと推認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、その時点で、申立期間のうち50年1月から51年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和51年度以降、第3号被保険者期間及び申請免除期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て現年度納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、自身の国民年金保険料と併せて、申立人の元夫の保険料を納付していたとしているところ、A市の被保険者名簿により納付日が確認できる昭和54年4月から元夫が厚生年金保険の被保険者になる直前の平成4年4月までの期間の夫婦の国民年金保険料が同日に納付されていることが確認

でき、申立人は夫婦の保険料を併せて納付していたものと認められることから、申立人は、元夫の保険料が納付済みとされている昭和 50 年度の保険料を納付していたものとするのが自然である。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 52 年 3 月の時点では、申立期間のうち 49 年 4 月から同年 12 月までの期間については時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立期間のうち 50 年 1 月から同年 3 月までの期間についても申立人の元夫の保険料が未納であることから、申立人の保険料のみが納付されていたとは考え難く、申立人に対し、別の相手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年9月まで

私は、申立期間当時、A社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の未納期間の納付について相談し、昭和53年4月から54年3月までの納付書を発行してもらい、その納付書により銀行で保険料を納付した。その時の領収書を保管しているが、日本年金機構の記録では、当該期間の全てが国民年金保険料の未納期間とされていた。その後、年金事務所に領収書を提示したことにより、当該期間のうち一部の期間が国民年金保険料の納付済期間として認められたが、申立期間については、領収日において時効が完成しており、還付することになる旨の通知を年金事務所から受けている。

領収書がある申立期間の国民年金保険料が未納とされることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を55年12月25日に金融機関で納付した領収書を所持しているが、オンライン記録では、当該期間は国民年金保険料の未納期間とされていたほか、申立人が納付した保険料が還付された事実も認められない。

また、B年金事務所は、昭和53年10月から54年3月までの期間については納付済期間とし、領収日において時効の完成している申立期間の国民年金保険料については還付する旨を申立人に対し通知している。

しかしながら、上述のとおり、申立人が納付した昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については還付された事実が認められず、長期間国庫歳入金として扱われていたことが明らかであるほか、納付書・領収証書に記載されている納付期限が社会保険事務所で誤って記載され、申立人はその期限前

に当該保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間について、領収日において時効が完成していることを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を<申立期間>（別添一覧表参照）は<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : <申立期間>（別添一覧表参照）

A社から支給された申立期間の賞与（B奨励金）に係る標準賞与額の記録が確認できない。同社は、年金事務所に対し賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出されたB奨励金支払明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記B奨励金明細書における厚生年金保険料控除額から、<申立期間>（別添一覧表参照）は<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社

会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種 23 件（別添一覧表参照）

## 別紙【厚生年金あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	性別	基礎年金番号	生年月日	都道府県	申立期間	標準賞与額
3822	女		昭和52年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	7万5,000円
3823	女		昭和52年生		平成18年7月25日	15万円
					平成19年7月25日	15万円
3824	女		昭和48年生		平成18年9月25日	15万円
3825	女		昭和54年生		平成18年9月25日	15万円
3826	女		昭和56年生		平成18年9月25日	15万円
3827	女		昭和59年生		平成18年9月25日	15万円
3828	女		昭和53年生		平成18年9月25日	15万円
3829	女		昭和54年生		平成18年9月25日	15万円
3830	男		昭和55年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3831	男		昭和55年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3832	女		昭和56年生		平成18年9月25日	15万円
3833	女		昭和55年生		平成19年3月23日	10万円
3834	女		昭和55年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3835	女		昭和61年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3836	女		昭和52年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3837	女		昭和54年生		平成18年10月25日	15万円
3838	女		昭和55年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3839	女		昭和58年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3840	女		昭和56年生		平成18年10月25日	10万円
					平成19年4月25日	15万円
3841	女		昭和55年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円

事案番号	性別	基礎年金番号	生年月日	都道府県	申立期間	標準賞与額
3842	女		昭和61年生		平成19年4月25日	15万円
3843	女		昭和56年生		平成18年9月25日	15万円
3844	女		昭和56年生		平成18年9月25日	15万円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月15日

保管しているA社の賞与支払明細書によれば、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与支払明細書及びA社が保管する給与台帳により、申立人は、平成19年6月15日に同社から賞与(285万円)の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料(10万9,815円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間の賞与額については、当社が届出を失念したと思う。」と供述していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間における標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和23年12月1日、同資格喪失日は24年6月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年9月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、上記訂正後の申立人のA社B工場における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格取得日（昭和23年12月1日）を同年9月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月30日から24年6月まで

A社B工場に昭和23年2月に入社し、24年6月までC職として継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和23年12月1日から24年6月までの期間について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に、申立人と同姓同名で、かつ、生年月日も一致する、基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和23年12月1日、資格喪失日は24年6月30日）が確認できる。

また、被保険者名簿によると、昭和23年12月1日に厚生年金保険の被保

険者資格を取得している者は、申立人と同姓同名の者を含め 58 人確認できるところ、生存及び所在が確認できた 9 人に申立人の勤務状況及び同保険の適用状況等について照会し、回答が得られた 6 人のうち 2 人は申立人を記憶しており、「申立期間当時、同姓の従業員は、申立人以外にはいなかった。」と供述している上、当該同僚の一人から提出された社員名簿に申立人と同姓同名の名前が記載されており、ほかに同姓の者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所の被保険者名簿の申立人に係る当該未統合となっている被保険者記録から、3,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和 23 年 9 月 30 日から同年 12 月 1 日について、申立人の同僚等についての詳細な記憶及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が A 社 B 工場に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所(当時)の記録により、申立人と同様に、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 23 年 9 月 30 日に同社で同保険の被保険者資格を喪失し、同社 B 工場が同保険の適用事業所となった同年 12 月 1 日に同工場で被保険者資格を取得した者が 58 人確認できるところ、i) 当該 58 人のうち生存及び所在が確認できた者 9 人に照会したところ、回答が得られた 6 人のうち 4 人は、「入社以来、退職するまで継続して A 社 B 工場に勤務しており、申立期間においても仕事の内容や雇用形態に変化は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」と供述していること、ii) 社会保険事務所の記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 9 月 30 日に、再び同社本社として適用事業所となったことが確認できるとともに、同日に同社本社で被保険者資格を取得した者は、いずれも同日以前に同社において被保険者であった者であり、同社 B 工場勤務の者で同日に同社本社において被保険者になった者はいない上、社員名簿において申立人が名前を挙げた同僚 10 人を含む同社 B 工場勤務者として記載のある同僚 64 人中 55 人は、同年 12 月 1 日に適用事業所となった同社 B 工場の被保険者名簿に記載があること、iii) 同社の社史において、同年 9 月前後に同社の組織改編が行われたことがうかがわれる記載があることを踏まえると、同社では同年 9 月 30 日までは、同社 B 工場に勤務する者も同社本社において一括して厚生年金保険の被保険者としていたが、同日をもって同社本社の被保険者を従来の本社勤務の者だけとする取扱いに変更したものの、何らかの事情により、同社 B 工場については、新たに厚生年金保険の適用事業所とする手続が遅延したものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和23年12月1日の社会保険事務所の記録から、3,000円とすることが妥当である。

一方、上述のとおり、社会保険事務所の記録によれば、A社B工場は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社同工場は適用業種の事業所であり、複数の同僚の供述等により、当該期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 3847

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和39年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月31日から同年6月1日まで

申立期間は、A社C工場から同社D工場(厚生年金保険の適用は、A社B事業部)に異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社から提供された申立人に係る異動履歴により、申立人が同社に継続して勤務し(A社C工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記異動履歴によると、申立人は昭和39年5月30日付けで異動発令されているが、申立人の社会保険事務所(当時)の記録から、同年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部に係る昭和39年6月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における船員保険の被保険者資格取得日は昭和20年4月1日、同資格喪失日は22年3月15日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年4月から21年3月までは80円、同年4月から22年2月までは330円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から22年3月15日まで

申立期間は、A社にC職として勤務しており、昭和20年8月15日の玉音放送を船上で聞いたことを記憶している。終戦後は、D国から貸与されたE船に乗り組み、F地域からのG業務に従事したので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の業務内容及び船上の様子を詳細に記憶している上、A社に係る船員保険被保険者名簿及び書換え後の同名簿（以下「両名簿」という。）に申立人の名前が記載されていることから、申立期間当時、同社が運航する船舶に乗船していたことが確認できる。

また、両名簿には、申立人の報酬月額及び標準報酬等級が記載されているものの、被保険者の資格取得日及び資格喪失日等の日付の記載は無く、当該記録は申立人の船員保険被保険者台帳には記載されていない上、オンライン記録でも確認できないが、両名簿に名前が記載されているほとんどの者については、申立人と同様に報酬月額及び標準報酬等級のみが記載されており、このうち、申立人の前後に名前が記載され、職務が申立人と同じC職又はH職であった5人について、船員保険被保険者台帳を確認したところ、それぞれ、昭和20年4月1日に船員保険被保険者資格を取得し、21年4月1日に標準報酬等級の変更が行われたことが記載されており、船員保険被保険者台帳と両名簿に記載

されている標準報酬等級が一致しているほか、このうち3人については、20年4月1日を資格取得日とするオンライン記録が存在する。

さらに、船員保険法(昭和20年法律第24号)によると、船員保険被保険者の範囲が拡大され、下船中の船員を含む船舶所有者に使用される船員については、船員保険の被保険者とする取扱いが昭和20年4月1日から適用され、21年4月1日には船員保険標準報酬等級の改正が行われているところ、両名簿に記載されている申立人及び前述の5人の報酬月額及び標準報酬等級は、それぞれ、同日改正前後の報酬月額及び標準報酬等級に見合うものであることが確認できる。

以上のことから判断すると、両名簿に記載されている申立人の船員保険被保険者記録については、昭和20年4月1日の被保険者資格取得及び21年4月1日の標準報酬等級変更の記録であると認められる。

一方、両名簿に記載された申立人を含む全ての者については、船員保険被保険者資格喪失日の記載が無く、前述のオンライン記録が確認できる3人のうち2人について、オンライン記録の同資格喪失日は、船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳では確認できない日付であることから、オンライン記録の同資格喪失日の妥当性は不明である上、申立人が申立期間より前に乗船したA社I丸に係る申立人の船員保険被保険者期間については、船員保険被保険者名簿により確認できるものの、申立人の船員保険被保険者台帳には当該被保険者期間のみが記載され、船舶所有者名及び船舶名が記載されていないこと等から、社会保険事務所(当時)における同社に係る船員保険被保険者の記録管理が不適切であったと認められる。

また、J省K局から提供された資料により、A社がE船を運航していた事実が確認でき、前述の5人のうち2人の船員保険被保険者台帳には、同社が運航するE船に乗船したことが記載されている上、申立人は、航路及びG業務に従事した時の様子を詳細に記憶していることから判断すると、同社が運航するE船に乗船し、当該業務に従事していたものと認められ、申立期間において、同社の船員保険被保険者であったものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険被保険者資格取得日は昭和20年4月1日、同資格喪失日は22年3月15日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る両名簿の記録から、昭和20年4月から21年3月までは80円、同年4月から22年2月までは330円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和43年10月26日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月26日から同年11月1日まで  
② 昭和44年3月26日から同年4月1日まで

昭和42年3月1日から44年3月31日までの期間、A社（B市）に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間①において、A社（B市）に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保

険者原票」という。)によると、申立人は、昭和42年3月1日から申立期間①の始期である43年10月26日までの期間において、当該事業所の関連会社であるA社(C市)において厚生年金保険被保険者資格が確認できるところ、被保険者原票により申立人と同様に、同年10月26日に同社に係る被保険者資格を喪失し、A社(B市)が厚生年金保険の適用事業所となった同年11月1日に、同社において被保険者資格を取得している同僚8人のうち連絡が取れた3人は、いずれも「入社当初からB市のA社に継続して勤務し、業務内容や社会保険の取扱いは変わらなかった。」と供述している。

さらに、当時の事業主の義弟である同僚は、「私は当時、C市のA社に勤務していたが、B市のA社の法人設立にも関与した。同社の社会保険事務は姉(故人)が担当しており、私も同事務を手伝っていた。同社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していた社員の厚生年金保険料については、C市のA社で被保険者資格を取得した時から継続して控除していたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社(B市)に係る昭和43年11月の社会保険事務所(当時)の記録から2万円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿によると、当該事業所は昭和43年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

しかしながら、申立期間①当時、当該事業所は法人事業所であり、雇用保険の被保険者記録等から、当該事業所に常時5人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保存されておらず不明としているが、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間②において、A社(B市)に勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「当時の資料を保管していないため確認できないが、当社の給与の締め日が毎月25日であることから、申立人の厚生年金保険被保

険者資格喪失手続について、給与を締めた直後に届け出た可能性がある。」と回答している上、先述の当時の事業主の義弟である同僚は、「B市のA社では、社員に対して、在籍期間中の保険料は毎月給与から控除する扱いとされていた。同社の社会保険事務を担当していた姉は、事務に不慣れであったため、従業員の被保険者資格喪失日について、正しい認識がないまま手続を行っていた。」と供述していることから、当時、当該事業所では、社会保険の届出事務が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間②及びその前後の期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格が確認でき、連絡が取れた同僚3人のうち自身の退職時期を記憶している二人は、「月末まで勤務したと記憶しているが、年金記録では、被保険者資格喪失日が翌月1日となっていなかった。」としている上、これら同僚のうち一人は、「厚生年金保険料は、入社月から退職月まで継続して控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社（B市）に係る昭和44年2月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 3850 (事案 1454 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和59年10月1日であると認められることから、同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和58年1月から同年3月までは18万円、同年4月から59年9月までは19万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月10日から60年4月1日まで  
昭和51年4月の入社から60年3月末に退職するまで、A社でB職として勤務していた。

前回、昭和51年6月1日から52年4月1日までの期間及び58年1月10日から60年4月1日までの期間について、年金記録の訂正を申し立てたところ、51年6月1日から52年4月1日までの期間については記録が訂正されたが、58年1月10日から60年4月1日までの期間については、記録が訂正されなかった。

申立期間について、一緒に勤務した同僚が年金記録確認C地方第三者委員会において、一部記録の訂正が認められたため、私の記録も同様に、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の供述及び商業・法人登記簿謄本の記録から、A社に勤務していたことが認められるものの、i) 同社は昭和58年1月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できること、ii) 同社の事業主は既に死亡している上、複数の同僚から、申立期間中に、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述が得られないこと、iii) 申立人の健康保険証の返納日は同年1月31日である上、申立人は引き続き健康保険任意継続被保険者になっていることが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月13日付けで

年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、再申立てに当たり、申立人は一緒に勤務した同僚が年金記録確認C地方第三者委員会において、一部記録の訂正が認められたため、自身の記録も同様に訂正してほしいと主張しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和58年1月10日と同日又はその前の同年同月1日付けで、当該事業所の厚生年金保険被保険者17人全員が同被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人が名前を挙げた上記同僚は、「昭和60年から61年頃、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所（当時）の職員が来て、保険料を納付できなければ、遡って社会保険を脱退してもらおうと言っていた。」と供述している。

また、被保険者原票により、申立人及び同僚4人の計5人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和58年1月10日の後の同年4月1日付けで標準報酬月額を変更する随時改定の記録があることが確認できる。

さらに、被保険者原票によると、当該事業所の上記同僚4人のうち3人は、当該期間において、傷病手当金等の給付を受けていることが確認できる上、これら同僚のうち一人の当該保険給付は、昭和59年10月1日に社会保険事務所において処理されていることが確認できることから、同日において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該事業所が58年1月10日に同保険の適用事業所でなくなったとする合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和58年1月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該保険給付が最後に処理された59年10月1日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の社会保険事務所の記録から、昭和58年1月から同年3月までは18万円、同年4月から59年9月までは19万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和59年10月1日から60年4月1日までの期間について、申立人は、再申立てに当たって新たな資料等を提出することなく、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てている。

しかし、これは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年4月から同年8月までは22万円、同年9月から16年11月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から19年3月1日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が低すぎると思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年4月から同年8月までの期間は22万円、同年9月から16年11月までの期間は20万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、源泉徴収票等において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）が記録している標準報酬月額が、当該期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票等において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当

該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、平成6年7月から10年11月までの期間、12年12月から15年3月までの期間及び16年12月から18年4月までの期間については、前記源泉徴収票において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 申立期間のうち、平成10年12月から12年11月までの期間については、申立人は、報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる関連資料を所持していないことから、A社に照会したところ、「書類が不明であるため確認できない。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた同僚一人は、当該期間において同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できず、申立人が社会保険事務を担当していたとする者に照会したところ、回答が得られないことから、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

5 申立期間のうち、平成18年5月から19年2月までの期間については、申立人から提出された給料明細において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 北海道厚生年金 事案 3852

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和33年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月30日から同年6月1日まで

昭和33年5月末までA社B事業所で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が同年4月30日になっているのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持するC社発行の業務従事証明書において、申立人が昭和33年5月までA社B事業所に勤務していたことを示す記載があるところ、オンライン記録により生存及び所在が確認できた同僚16人（申立人が名前を挙げた同僚10人を含む。）に照会し、回答が得られた10人のうち、自身の勤務期間について記憶している4人が供述する退職日と厚生年金保険被保険者資格の喪失日はほぼ一致している上、前述の10人のうち、申立人と同じ業務をしていた二人の同僚が、「申立人は申立期間当時、B事業所で勤務しており、仕事内容は退職するまで変わらなかった。」と述べていることから判断すると、申立人が申立期間において同社同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和33年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、当該事業所は昭和 38 年 2 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、事業主が二人確認できるところ、一人は所在が確認できないこと、また、他の一人は既に死亡していることから確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額の記事については、当該期間のうち、平成9年4月から20年6月までの期間及び同年9月から同年12月までの期間を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から21年1月1日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が給与支給額よりも低額で記録されているが、申立期間当時、給与支給額は40万円であった。申立期間の一部の給与支払内訳及び源泉徴収票があるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払内訳及び源泉徴収票において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料額から、申立期間のうち、平成9年4月から同年6月までの期間、同年8月、同年10月及び同年11月、10年1月から12年2月までの期間、同年4月から同年6月までの期間、同年10月、13年2月、同年4月から同年9月までの期間、同年12月、14年2月、同年8月、同年10月から同年12月までの期間、15年1月から20年6月までの期間及び20年9月から同年12月までの期間は41万円に訂正することが妥当である。

3 申立期間のうち、平成9年7月、同年9月、同年12月、12年3月、同年7月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月、13年1月、同年3月、同年10月及び同年11月、14年1月、同年3月から同年7月までの期間、同年9月について、申立人は給与支払内訳及び該当する年次の源泉徴収票を保管していないことから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できない。

しかしながら、当該期間については、申立人から提出された給与支払内訳及び源泉徴収票で確認できる前後の期間に該当することを踏まえると、当該期間においても、給与支払内訳及び源泉徴収票で確認できる期間と同額の報酬月額又は厚生年金保険料控除額であったものと推認できることから、当該期間についても標準報酬月額を41万円に訂正することが妥当である。

4 申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払内訳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払内訳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

5 申立期間のうち、平成20年7月及び同年8月については、給与支払内訳により確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和54年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月16日から61年1月7日まで  
昭和54年5月16日から61年4月29日までの期間、船員保険に加入しているはずであるが、同保険の被保険者記録が同年1月7日から同年4月30日までの3か月しかないのはおかしいので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳（写し）の記載によると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月16日から同年9月20日までの期間においては、船舶所有者がA社であるB丸に、同年9月20日から55年3月24日までの期間においては、船舶所有者がA社であるC丸に、同年3月24日から同年4月21日までの期間においては、船舶所有者がD社であるE丸に、同年4月22日から61年1月7日までの期間においては、船舶所有者がA社であるC丸にそれぞれF職又はG職として乗船していたことが確認できるところ、A社及び申立人は、「E丸は、A社が所有する船舶を修理していた期間に当該所有者の船舶を借りていたものであり、当該期間の申立人の雇入者もA社であったことに相違ない。」と供述し、申立人が乗船していたと主張する船舶を管轄していたH組合も同様な回答をするとともに、A社は、「申立人が所持する船員手帳に記載されている申立期間の全期間において、申立人を船員保険に加入させた雇用形態により雇用していた。」と供述していることから、申立人が申立期間にお

いて、A社が所有等する各船舶において勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「申立期間において、申立人の給与から船員保険料を控除していた。」と供述するとともに、H組合も、「船員手帳は、船員保険に加入していなければ交付されず、船員手帳に記載されている期間が船員保険に加入している期間となる。船員手帳及び海員名簿の記録から判断すると、申立人は、船員手帳に記載されている期間において、間違いなく船員保険の被保険者であったと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人及びオンライン記録により、申立期間において、申立人が乗船していたと主張しているいずれかの船舶において船員保険の被保険者記録が確認できる5人の計7人に照会したところ、5人から回答が得られ、いずれの者も、各自が所持する船員手帳により、船舶所有者A社の船舶に乗船していたことが確認でき、同手帳の乗船期間に関する記録は、オンライン記録の船員保険の被保険者期間とほぼ合致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和61年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「船員保険料を納付していたか否かについては、H組合に任せていたため詳細については不明である。」と供述しているが、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額変更（基準日）届を提出する機会があったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年5月から60年12月までの船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの期間、48年3月から同年7月までの期間及び同年10月から53年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から47年3月まで  
② 昭和48年3月から同年7月まで  
③ 昭和48年10月から53年12月まで

申立期間当時、20歳からの国民年金の加入が義務付けられていなかったと思われるが、私は20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立期間の7年間も払えずに未納とするなら、最初から加入する必要はなかったと思う。

その間、一度も国民年金保険料の納付の督促をされたこともなく、滞納した記憶もないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和54年1月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であったと認められる。

また、オンライン記録により、申立人は、当該手帳記号番号が払い出された時点で、20歳になる昭和46年\*月\*日まで遡及して国民年金の被保険者資格を取得し、平成22年10月7日及び同年12月16日付けで厚生年金保険との記録の統合処理が行われ、国民年金被保険者資格の喪失、取得の記録が追加されていることが確認できることから、当該統合処理が行われるまで、国民年金の資格喪失及び再取得に係る手続が行われていなかったものと推認できる。

さらに、当該年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間は72か月と長期間であり、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 2020

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 63 年 6 月まで

私は、私の両親に国民年金に加入するように勧められたことから、昭和 63 年 6 月頃、A 市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。

その際、それまで国民年金に加入していなかった期間の保険料を 2 年前まで遡って納めることができると説明を受けたので、加入手続を行って間もなく、自分の預金口座から 10 万円以上の金額を引き出し、A 社会保険事務所（当時）でその 2 年分の保険料をまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 6 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、A 市において申立人の国民年金被保険者名簿が見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査及び申立人が所持している年金手帳により、平成 2 年 9 月頃、B 社会保険事務所（当時）で払い出されたものと推認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと認められ、その時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った直後に、未納となっている期間の保険料を 2 年前まで遡り、10 万円以上の金額をまとめて納付したとして、昭和 63 年 7 月から平成元年 7 月までの期間の保険料を遡って納付しており、当該納付済期間の保険料額が、申立人の述べる金額とほぼ一致する上、申立人は、このほかに保険料を遡ってまとめて納付したことはないとしていることから、遡ってまとめて納付した保険料は、当該納付済期間の保険料であると考えるのが自然である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 2021

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、昭和40年度の国民年金保険料の納付が遅れ、昭和40年11月及び41年1月に納付した。申立期間の保険料は、昭和42年5月16日に還付されているとのことであるが、還付された記憶はないので、還付の有無を確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳を2冊所持しており、このうち、昭和39年4月1日に交付された手帳により、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立人が所持する別の国民年金手帳、特殊台帳（マイクロフィルム）及びA県B市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金被保険者資格は、40年4月16日付けで喪失していることが確認できることから、申立期間の保険料が同資格喪失後の誤納保険料として、申立人へ還付されたものと認められる。

また、A県B市の国民年金被保険者名簿には、申立期間の国民年金保険料を還付処理した年月日及び計算上誤りがない還付金額が明確に記載されており、記載内容にも不合理な点は見当たらず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事実は認められない。

さらに、申立人から聴取しても、還付された記憶がないという以外に国民年金保険料の還付が申立人に対してなされていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 25 日から 34 年 5 月 10 日まで  
② 昭和 34 年 6 月 15 日から 35 年 9 月 10 日まで  
③ 昭和 38 年 1 月頃から 39 年 1 月 13 日まで  
④ 昭和 39 年 1 月中旬から 40 年 12 月 10 日まで  
⑤ 昭和 39 年 3 月 31 日から同年 5 月 4 日まで  
⑥ 昭和 39 年 12 月 11 日から 41 年 4 月頃まで

申立期間①について、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②について、B社（後にC社に商号変更）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③について、D社に昭和 38 年 1 月頃から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 39 年 1 月 13 日となっていることに納得できない。

申立期間④について、E社F支社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間⑤について、G社（現在は、H社）に昭和 39 年 3 月 31 日から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 5 月 4 日となっていることに納得できない。

申立期間⑥について、I社に昭和 41 年 4 月頃まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 39 年 12 月 11 日となっていることに納得できない。

各申立期間について、いずれも正社員として厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社の事業主は男性で、その名前を記

憶している。J市K区に所在しL業を営んでいた。」と供述しているところ、オンライン記録により、A社の名称で事業主が女性である同業種の事業を営む厚生年金保険の適用事業所が確認できることから、この事業所の厚生年金保険の被保険者であった一人に照会したところ、「A社は、当時、個人商店であった。」と供述し、同人が、その時の事業主として挙げた名前と申立人が記憶する事業主の名前が合致しており、その後、同社が法人となった時の女性の事業主は、その妻であることが確認できるものの、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、法人となった時の事業主も所在が不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和39年1月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間①は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立人が一緒に勤務したとする同僚3人について、申立人はいずれも姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除等について供述を得ることができない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該事業所が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた5人に照会し、二人から回答が得られたところ、共に「申立人を記憶していない。私の勤務期間より前の期間については分からない。」と供述しており、また、二人のうち同社で給与計算を担当していたとする一人は、「昭和38年12月に雇用されたが、当時は会社組織ではなく個人商店であり、社会保険に加入していなかった。私が厚生年金保険に加入したのは39年1月になってからであり、同保険料が給与から控除されたのは同年2月になってからであった。」と供述している。

2 申立期間②について、B社が商号変更によりC社となった当時の事業主及び同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人は、申立期間②当時B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、平成8年6月1日に解散していることが確認できる上、申立期間②当時の事業主から供述を得ることができず、また、解散時の事業主であった者は「当時の労働者名簿及び社会保険関係の資料は廃棄されており、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、当時一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以

下「被保険者名簿」という。)により、申立期間②において厚生年金保険の加入記録が確認できるとともに生存及び所在が確認できた同僚二人に照会し、自身の入社時期を記憶している二人から回答を得られたところ、そのうち申立人と一緒にM業務を行っていた記憶があるとする同僚は、「私は昭和32年1月頃から51年12月末まで勤務していたが、入社後約7年間は厚生年金保険に加入していなかった。また、同保険に加入するまでの間は厚生年金保険料を控除されていなかった。」としており、また、他の一人も「私は、昭和36年4月頃から39年12月末まで勤務していたが、入社後約2年半は厚生年金保険に加入していなかった。また、同保険に加入するまでの間は厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述し、兩人とも「厚生年金保険に加入しない理由について、経営者から説明を受けた記憶はない。また、厚生年金保険に対する知識もなかったため、加入しないことに対する疑問も持たなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所の被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、D社は昭和43年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、被保険者名簿により二人の事業主が確認できたものの、共に所在が確認できず、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間③及びその前後に厚生年金保険の加入記録が確認できるとともに生存及び所在が確認できた同僚10人に照会し、6人から回答が得られたところ、自身の入社時期を記憶していたのは4人で、そのうち2人は入社と同時に厚生年金保険に加入しているとしているものの、申立人を記憶していた他の同僚二人のうち一人は、「私は昭和37年10月10日から41年10月30日まで勤務したが、入社後約1年半は厚生年金保険に加入していなかった。また、同保険に加入するまでの間は厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述しており、他の一人も、「昭和38年1月頃から40年8月21日まで勤務したが、入社後約1年間は厚生年金保険に加入していなかった。また、同保険に加入するまでの間は厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

このことを踏まえると、申立期間③当時、当該事業所は、従業員について採用後一律に厚生年金保険に加入させる取扱いはしていなかったことがわかる。

- 4 申立期間④について、申立人は、E社F支社N営業所に勤務していたと主張しているが、i) 勤務時期及び勤務期間等について具体的に記憶がないこと、ii) オンライン記録によると、申立期間④のうち、昭和39年1月13

日から同年3月31日までの期間、同年5月4日から同年9月2日までの期間及び同年10月19日から同年12月11日までの期間について、他の複数の事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できること、iii) 唯一、申立人と同社同営業所で半年ほど一緒に勤務していたとする同僚は、「一緒に勤務していた時期は昭和38年1月頃から同年6月頃までと記憶している。」と供述していることから、同社における申立人の申立期間④における勤務実態を確認することができない。

また、E社本社に照会したところ、「当時の人事資料等を保存していないため、申立人が勤務していたかどうかは分からない。申立人は、厚生年金保険の加入記録が確認できないのであれば、〇職であったと思われる。〇職は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、E社F支社の被保険者名簿により申立期間④を含む前後の期間において、厚生年金保険の加入記録のある同僚で生存及び所在が確認できた者7人に照会し、6人から回答が得られたところ、前述の唯一、同社N営業所で申立人と半年ほど〇職として一緒に勤務していたとする者は、「N営業所では、所長以外は全員が〇職であった。〇職は、個人事業主の扱いで厚生年金保険に加入していなかった。私は、登用試験に合格し、〇職から内勤職員となった昭和39年1月1日に厚生年金保険に加入した。同保険に加入するまでは厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所の被保険者名簿を確認したところ、申立期間④及びその前後の期間、並びに前述の同僚一人が申立人と一緒に勤務したとする昭和38年1月から同年6月までの期間及びその前後の期間について、いずれも申立人の名前は無い。

- 5 申立期間⑤について、H社では、「当社は、G社が清算された後、新たに発足した別法人であるが、G社からは人事記録等を引き継いでおらず、当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は当時の事業主と同僚二人の姓を挙げているものの、当該事業主は既に死亡しており、申立人は同僚の姓しか記憶していないため、当該同僚二人を特定することができないことから、G社の被保険者名簿により、申立期間⑤を含むその前後の期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚9人に照会し、3人から回答が得られたところ、3人共に、「申立人の記憶はなく、申立人が申立期間⑤に勤務していたかどうかは分からない。」と供述している上、前述の回答が得られた3人のうち、M業務を担当していたとする一人は、「採用後試用期間があったが、当該期間は厚生年金保険に加入していなかったと記憶している。」と述べており、同僚でP業務担当をしていた他の一人も、「M業務員は試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していなかったという記憶があ

る。」と供述している。

- 6 申立期間⑥について、I社は、オンライン記録によると、昭和52年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本で確認できる事業主に照会したところ回答が得られなかったことから、申立人の申立期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないため、申立人の申立期間⑥における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、被保険者名簿により、申立期間⑥を含む前後の期間で生存及び所在が確認できた同僚15人に照会し、11人から回答が得られたところ、唯一、申立人を記憶していた同僚は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、申立期間⑥において勤務していたかどうかまでは分からない。」と供述している。

加えて、前述の回答があった11人のうちM業務の責任者であった者は、「正社員で厚生年金保険に加入していた者について、事業所が一方的に厚生年金保険の被保険者資格喪失手続をすることはあり得ない。」と供述している。

- 7 全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間について厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 29 日から 62 年 2 月 1 日まで  
② 平成元年 10 月 11 日から 10 年 8 月 1 日まで

申立期間①はA社において、申立期間②はB社においてそれぞれ勤務したが、いずれも、厚生年金保険の標準報酬月額が記憶している給与額より低くなっているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間①及び②において支給された給与から厚生年金保険料を控除されていたが記録が無いので、標準給与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が当時支給された給与額より低く記録されているので、訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社は「申立期間①当時の賃金台帳等の資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができないものの、同社から提供された社内決裁書（写し）によると、申立人は昭和 48 年 5 月 28 日付けで試用のC職として給与月額 5 万 9,000 円で採用され、49 年 6 月 10 日付けで本採用となり、給与月額 7 万 1,600 円であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 48 年 5 月は 6 万円、49 年 7 月 1 日は 7 万 6,000 円となっており、当該事業所から提出された社内決裁書の内容とおおむね一致する上、同じく同社から提供された健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書によると、62 年 1 月 31 日に申立人が退社した時の標準報酬月額は 22 万円であり、これはオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた上司二人及びオンライン記録により申立期間①に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚7人の計9人に照会したところ、回答が得られた7人のうち6人は、いずれも、「申立期間①当時の標準報酬月額は、給与月額に見合う額である。」と供述しており、申立期間①当時の標準報酬月額が給与月額と相違していることをうかがわせる供述は無い。

加えて、申立期間①の当該事業所における申立人に係る厚生年金保険被保険者原票は、標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、オンライン記録とも一致していることから、申立人に係る標準報酬月額の記録に不自然さはいかたがえ無い。

その上、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が当時支給された給与額より低く記録されているので、訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、B社は「申立期間②当時の賃金台帳等の資料は無いが、臨時に支払うD賞等を除いた給与額に基づいて社会保険関係の手続を行っていたと思う。」と回答しており、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚9人に照会したところ、回答が得られた3人は、いずれも、「申立期間②当時の標準報酬月額は、給与月額に見合った金額となっている。」と供述しており、申立期間②当時の標準報酬月額が給与月額と相違していることをうかがわせる供述は無い。

さらに、申立人が申立期間②当時、申立人と同じ職種であった者として名前を挙げた7人について、オンライン記録により申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額が、当該7人の標準報酬月額に比べ特に低額であるという状況は確認できない。

加えて、申立人が申立期間②においてオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料の控除が行われていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、標準賞与額については、厚生年金保険法において申立期間①及び②以降の平成15年4月1日から適用された制度であることから、それ以前の賞与額である申立期間①及び②の賞与は標準賞与額とはならず、記録を訂正することを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 17 年 8 月 1 日まで  
申立期間は、A社（現在は、B社）からC社に転籍し勤務していた期間であるが、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が給与明細書の給与総額より低くなっている。  
適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

C社では、「申立期間においては、申立人に対し給与として月額 43 万円くらい支給していた。この給与月額のうち 26 万円くらいを当社が負担し、残りの金額は転籍元であるA社が負担していたので、当社では、当社が負担していた給与月額に基づき厚生年金保険の標準報酬月額に関する届出を社会保険事務所(当時)に対し行った。」と回答している。

また、C社から提出された「健康保険被扶養者（異動）届」、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、平成 14 年 4 月 1 日の厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額、17 年 4 月から同年 6 月までの期間の標準報酬月額及び同年 8 月 1 日の同被保険者資格喪失時の標準報酬月額はいずれも 26 万円であることが確認でき、この記録はオンライン記録の金額と一致し

ている。

さらに、申立人から提出された平成 14 年 4 月から同年 11 月までの分、15 年 2 月から 16 年 6 月までの分、同年 8 月分及び同年 9 月分、同年 11 月から 17 年 1 月までの分、同年 3 月から同年 5 月までの分並びに同年 7 月分の給与明細書によると、給与総額に見合う標準報酬月額がオンライン記録より高いものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致することが確認できる上、申立人の申立期間を含む平成 15 年度（平成 14 年分の所得）から 18 年度（平成 17 年分の所得）までの市民税・県民税所得課税証明書によると、記載されている各年度の社会保険料控除額は、オンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額及び標準賞与額から求められる各年度の厚生年金保険、健康保険及び介護保険の保険料額の合計額とおおむね一致している。

なお、転籍元である B 社では、「申立期間当時の資料が無く、当時勤務していた社員もいないことから、申立人の勤務状況や転籍状況、転籍先との賃金の負担の有無、厚生年金保険の適用等については分からない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月 24 日から 59 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 61 年 8 月 21 日から 63 年 8 月 1 日まで

申立期間①はA社又はB社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していた。両申立期間においては、これらの会社が経営するC商業施設の7階にあったD売場で勤務した。しかしながら、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された源泉徴収票（写し）、当時の事業主の妻及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①においてA社又はB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、申立期間①のうち昭和 57 年 3 月 24 日から 58 年 9 月 1 日までの期間が厚生年金保険の適用事業所でなかったこと、B社は、63 年 8 月 1 日に同保険の適用事業所になっており、申立期間①は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社は、商業・法人登記簿謄本によると、平成 18 年 7 月 31 日に解散している上、当時の事業主も既に死亡していることから代表清算人（当時の事業主の妻）に照会したところ「当時の資料は保存されていないので何も分からない。」と供述していること、及びB社の当時の事業主は既に死亡しており供述を得ることができないことから、両社における申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認するこ

とができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録により申立期間①前にA社の厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚3人に照会し全員から回答を得られたところ、このうち一人は、「昭和57年3月頃に会社の業績が悪化したため、厚生年金保険料の事業主負担分の支払ができないので厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続を行うとともに、健康保険については継続できるようにする旨の説明を会社から受けた。」と供述していることから、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和57年3月24日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している7人全員に係る被保険者原票を確認したところ、7人のうち申立人を含む5人は、社会保険事務所（当時）に対し健康保険の任意継続手続を行っていたことが確認できる。

加えて、i) 申立人から提出された申立期間①の一部である昭和58年の源泉徴収票（写し）に記載されている社会保険料控除額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった57年3月の申立人の標準報酬月額を基に算出した年間の健康保険料額と同源泉徴収票（写し）の給与総額を基に算出した年間の雇用保険料額との合計額とおおむね一致していること、ii) 59年の源泉徴収票（写し）に記載されている社会保険料控除額は、同年1月から同年3月までの期間については57年3月の申立人の標準報酬月額を基に算出した健康保険料額と、59年4月から同年12月までの期間については申立人が同社において再度厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年4月の標準報酬月額を基に算出した健康保険料額及び厚生年金保険料額と同源泉徴収票（写し）の給与総額を基に算出した年間の雇用保険料額との合計額におおむね一致していることから判断すると、当時、健康保険法により同保険の任意継続保険料は全額被保険者負担とされているところを事業主は従前どおり同保険料額の2分の1を負担していたものと考えられることから、申立人は申立期間①において給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが推認できる。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された源泉徴収票（写し）及び当時の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②においてB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、昭和63年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、当時の事業主も、既に死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人及び当時の事業主は、オンライン記録によると、申立期間②の直前にA社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる

ところ、当該二人に係る同社の被保険者原票によると、二人は共に昭和 61 年 8 月 21 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できるとともに、健康保険の任意継続手続を社会保険事務所に対し行っていたことが確認できる。

さらに、申立人から提出された申立期間②の一部の昭和 61 年の源泉徴収票（写し）に記載されている社会保険料控除額は、i）オンライン記録により、A社に係る申立人の同年 1 月から同年 7 月までの標準報酬月額に基づき算出した健康保険料額及び厚生年金保険料額、ii）同年 8 月から同年 12 月までの期間については同社の被保険者資格を喪失した同年 7 月の申立人の標準報酬月額に基づき算出した健康保険料額、iii）及び同源泉徴収票（写し）の給与支払額に基づき算出した年間の雇用保険料額の合計額とおおむね一致することから判断すると、当時、健康保険法により同保険の任意継続保険料は全額被保険者負担とされているところを事業主は前事業主と同様、同保険料額の 2 分の 1 を負担していたものと考えられることから、申立人は申立期間②において給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが推認できる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 29 日から 58 年 5 月 1 日まで  
昭和 52 年 8 月 1 日から 58 年 6 月 30 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び当時の総務担当者を含む複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、昭和 56 年 4 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その後、58 年 5 月 1 日に再度適用事業所となっていることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B 社は、「申立期間当時の社会保険関係の書類等は保存されていないが、当社は、昭和 56 年頃経営が悪化したため、社会保険事務所（当時）に対し、適用事業所を廃止する旨の届出を行い、その後 58 年 5 月 1 日に再度社会保険に加入するまでの 2 年間ほど、健康保険及び厚生年金保険に加入していなかった。当社の社長は、適用事業所でなくなる際、従業員に対して、雇用保険には継続して加入させるが、健康保険及び厚生年金保険については加入させることができなくなったので、各人で国民健康保険及び国民年金に加入するよう説明した。」と回答している。

さらに、前述の当時の C 業務担当者は、「当時、事業主の指示により、私が社会保険事務所に対して健康保険厚生年金保険の適用事業所の廃止及び健康保険厚生年金保険被保険者全員の資格喪失に係る手続を行った。申立期間は、

厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から同保険料を控除することはあり得ない。」と供述している上、当該C業務担当者及び別の同僚一人は共に「昭和56年に厚生年金保険の被保険者資格が喪失した際、社長から健康保険及び厚生年金保険については加入させることができなくなったので、各人で国民健康保険及び国民年金に加入するよう説明を受けるとともに、業績が回復後、再び健康保険及び厚生年金保険に加入させる旨の説明があった。」と供述しており、この供述は前述の当該事業所の回答と符合している。

加えて、当時のC業務担当者は、「適用事業所の廃止届を行った際、一部の従業員については、健康保険の任意継続手続を行った記憶がある。」と供述していることから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年4月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している17人全員に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、17人のうち申立人を含む7人について健康保険の任意継続手続が行われていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年8月1日まで  
昭和26年4月1日にA社（現在は、B社）に正社員として入社し、28年6月11日まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る辞令原簿（写し）及び同社の回答により、申立人は、昭和26年3月30日に同社にC職（期間6か月。給与は日給制）として採用され、申立期間はA社D工場及び同社E工場に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社に当時のC職に係る厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「当時、当社では、C職については採用の経緯、勤務態度、職務能力等を考慮しながら、遅くとも正社員になるまでには厚生年金保険に加入させていたと思われる。しかし、当時の関連資料は保存されていないため、詳細は分からない。なお、当社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得原簿によると、申立人は昭和26年8月1日に同保険の被保険者資格を取得している。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、B社から提出された辞令原簿及び従業員名簿により、申立人と同様、C職としてA社に採用されたことが確認できる二人は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、それぞれ採用から1か月半後、4か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該二人のうち回答が得られた一人は、

「私は、昭和 26 年 7 月に C 職として採用された。採用時の給与は、日給制で、正社員となった時点で月給制となり、厚生年金保険に加入した。申立人も、同年 4 月頃に C 職として入社したと記憶しているので、厚生年金保険には採用後すぐには加入できなかったと思う。」と供述している。

さらに、A 社の被保険者名簿により申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、前述の辞令原簿及び従業員名簿により、申立人と同様、C 職として同社に採用されたことが確認できる同僚 10 人について、採用日と厚生年金保険の加入時期との関係をみたところ、採用日から 2 週間後に同保険に加入している 1 人を除く 9 人のうち 2 人は 3 か月後、7 人は 4 か月から 6 か月後に同保険に加入していることが確認できる。

なお、前述の 2 週間後に厚生年金保険に加入している者は、「当時 A 社に勤務していた兄の後ろ盾を得て C 職として採用された。通常、C 職の給与は日給制であったが、私は採用時から月給制であり、厚生年金保険には入社後間もなく加入した。」と供述しており、他の同僚とは異なる立場にあった者であることがうかがわれる。

加えて、申立人の A 社に係る厚生年金保険者台帳記号番号払出簿及び被保険者名簿における被保険者資格取得日は、前述の B 社から提出された健康保険厚生年金被保険者資格取得原簿（写し）に記載されている申立人の健康保険及び厚生年金保険の同資格取得日と一致している。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 1 日から 38 年 8 月 14 日まで  
② 昭和 39 年 3 月 17 日から 41 年 5 月 1 日まで

日本年金機構から脱退手当金に係るはがきを受け取ったところ、申立期間①及び②については、脱退手当金が支給済みとされていた。

脱退手当金の請求手続をした記憶がなく、受取った記憶もないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約4か月後の昭和41年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社を退職後、昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者となるまで公的年金の加入歴が無い申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 19 日から 38 年 3 月 16 日まで  
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとされていた。  
脱退手当金を受け取った記憶はないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後2年の昭和36年から40年までに被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たすことが確認できる被保険者31人について支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある27人のうち23人（申立人を含む。）が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、脱退手当金の支給記録がある複数の同僚から、「会社が代理請求していた。」との供述があることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和38年5月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 15 日から 39 年 3 月 15 日まで  
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。  
しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社本店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格のあることが確認できる被保険者15人について脱退手当金の支給状況を確認したところ、このうち11人(申立人を含む。)に脱退手当金の支給記録があり、全員が被保険者資格を喪失してから約3か月以内に支給決定されていることが確認できる上、同社の複数の同僚から「会社が代理請求していた。」との供述があることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

また、申立期間に係るA社本店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約1か月後の昭和39年5月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月20日から42年8月3日まで

日本年金機構から脱退手当金に係るはがきを受け取ったところ、申立期間については、脱退手当金を支給済みとされている。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たすことが確認できる被保険者15人について脱退手当金の支給状況を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある13人のうち12人(申立人を含む。)が被保険者資格を喪失してから約5か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

また、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和42年11月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 2 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①及び②については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 か月後の昭和 45 年 4 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月から 16 年 9 月まで

A社にB職として勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が記憶している給与額に比べ低くなっているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、当時支給された給与額に比べ低く記録されているため訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、平成 18 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、商業・法人登記簿謄本により申立期間に当該事業所の役員であったことが確認できる者二人に照会したところ、いずれも、「当時の会社の書類が残っていないため、申立人の標準報酬月額に係る届出の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除の状況は確認できない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、上記の役員二人は申立人と同様にB職であったと供述しており、そのうち一人は、「B職は歩合給であったため、申立期間の後半は業務成績が減り給料も下がった。私も勤務の最後の頃は給料の支給が有ったり無かったりであった。」と供述している。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと記憶する同僚で、当時、C業務を担当していた者に照会したところ、「業務成績が下がり経営が苦しくなったので、事務とD作業場以外のB職の者は、固定給から歩合給に変更した。

それまで給料は下がらなかったのに、歩合給に変更になったのは、申立期間の時期からであったと思う。」と供述している。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、遡及して訂正が行われた形跡も無く、申立人以外の者の標準報酬月額と比較しても特に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月から 11 年 5 月末まで

社会保険事務所(当時)の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。

当時の報酬額が確認できる会社の決算書報告書を保管しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が代表取締役として務めていたA社は、平成12年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その8日後の同年2月8日に、申立人の申立期間の全ての標準報酬月額が、遡って20万円から15万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の決算報告書により、申立人の申立期間に係る給与は20万円であったものと認められるものの、申立人は、「会社の運営が難しく、社会保険料が未納となっていたため、社会保険事務所の職員に相談し、遡及して標準報酬月額の記録の訂正に係る届出を行った。」と供述している上、「報酬を下げた旨の届出をすれば、未納分を解消できるという社会保険事務所の説明を了承した。」と回答していることを踏まえると、当該事業所では社会保険料の滞納があったことに加え、社会保険事務所が代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で申立人の申立期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が自

らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 6 日から 2 年 4 月 1 日まで  
年金事務所の記録によると、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、入社した平成元年 10 月から 2 年 3 月までの標準報酬月額が 13 万 4,000 円と記録されているが、私が同社で勤務していた 1 か月間の労働日数は 25 日程度であり、私が保管している当時の労働契約書に記載されている賃金日額から計算すると、申立期間の報酬月額は 16 万 6,750 円となるので、当該報酬月額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、B社に照会したところ、「申立期間当時の資料は保存年限を過ぎているため既に廃棄されており、申立人の勤務実態、標準報酬月額及び厚生年金保険料控除については不明である。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち生存及び所在が確認できた一人は、「申立人とは平成 2 年 1 月頃から一緒に勤務したので、それ以前の申立人の勤務状況等については分からない。」と述べていることから、申立人の給与、標準報酬月額及び保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 5 人に照会し 3 人から回答を得られたが、そのうち、申立期間同時に社会保険・給与事務を担当していたとする者は、「申立人が勤務していたことは記憶にあるが、給与額等については覚えていない。しかし、私は社会保険及び厚生年金保険料控除等の事務処理については適正に行っていたと思っているので、申立人の標準報酬月額が 13 万 4,000 円と記録されているのであれば、その旨の届出を行

っているはずであり、申立人の給与から標準報酬月額13万4,000円に見合った厚生年金保険料を控除していたはずである。」と供述している上、ほかの二人は「私の標準報酬月額は給与に見合った金額となっていると思う。」と回答している。

その上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 28 日から 58 年 3 月 1 日まで  
A 社 (後に B 社に商号変更) C 支店に昭和 55 年 8 月から 58 年 2 月まで 2 年間以上勤めていたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社は、オンライン記録によると、昭和 60 年 7 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、同年 6 月 24 日付けで B 社に商号変更された後、同年 7 月 20 日付けで解散していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡しており、また、清算人も生存及び所在が不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が A 社 C 支店において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人に照会したところ、このうち一人は、「昭和 55 年 12 月末で A 社 C 支店が閉鎖することになり、支店長と共に退職した。申立人も同じ頃に退職したと思う。同社同支店では、56 年に入ってから残務整理等の仕事があったかもしれないが、閉鎖後も 3 年間近く存続していたとは考えられない。」と述べている上、他の一人は、「A 社 C 支店は閉鎖されるとのことで、昭和 55 年の暮れに退社した。申立人も同じ頃に退社したと思う。同社同支店も 58 年までは営業していなかったと思う。」と供述しているとともに、支店長であった者及び同僚二人の健康保険厚生年金保険被保険者原票 (以下「被保険者原票」という。)を確認したところ、支店長及び前者の同僚は昭和 55 年 12 月 29 日に、後者の同僚は同年 12 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していること

が確認できる。

さらに、A社に係る被保険者原票により、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた同僚二人に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない。

加えて、申立人は、雇用保険の被保険者記録によると、A社で昭和55年5月1日に被保険者資格を取得し、同年11月30日に離職し、離職後に失業給付を受けていることが確認できる上、オンライン記録によると、同年12月1日から58年3月1日まで国民年金に加入するとともに、その保険料を全て納付していることが確認できる。

その上、A社に係る被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和55年11月28日）は、雇用保険被保険者記録の離職日（昭和55年11月30日）より以前の日付となっているところ、前述の申立人が名前を挙げた同僚二人も厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和55年12月29日、同年12月30日）は、雇用保険被保険者記録の離職日（昭和55年12月31日）より以前の日付となっていることが確認できることから、同社では、離職日より数日早く厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いを行っていたことがうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①は、昭和 30 年 2 月に A 学校の卒業式を終えた後、B 社に勤務していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無かった。

申立期間②は、C 省 D 局 E 事業所に勤務していた期間であるが、採用された当初の厚生年金保険の加入記録が無かった。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、現在の事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①に B 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 12 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、商業・法人登記簿謄本によると、14 年 6 月 \* 日に破産している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が、当該事業所に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人のうち一人は、申立期間①において、厚生年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）が確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①及びその前後の期間において、被保険者資格を取得している同僚 13 人に照会し、9 人から回答を得られたところ、申立人を記憶しているとする同僚 4 人のうち 3 人は、申立期間①に

において、被保険者資格が確認できない上、当該同僚 9 人から、厚生年金保険の取扱いについて具体的な供述は得られなかった。

- 2 申立期間②について、C省D局が保管する申立人に係る人事記録及び当時の事務担当者の供述から、申立人が申立期間②において、E事業所でF作業員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所は、昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、C省D局は、「人事記録以外の資料を保管していないため、当時のE事業所における厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、被保険者名簿から、申立期間②及びその前後の期間において、当該事業所で被保険者資格が確認できる同僚のうち、連絡が取れた 10 人について、自身が記憶している採用時期と被保険者資格取得時期との関係を見ると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 29 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している同僚 2 人を除いた 8 人は、自身が採用されたと記憶している日から、半月から 11 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所では、職員の厚生年金保険について、採用と同時に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚は、「E事業所では、採用と同時に厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月から 37 年 2 月まで  
② 平成 11 年 2 月 1 日から 13 年 12 月 23 日まで

申立期間①は、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②について、C社に勤務していた期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が低額に記録されているが、同社に勤務していた期間に給与額が下がった記憶はない。

申立期間②について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における従業務に関する具体的な供述及び同社における同僚であったとする申立人の兄の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A社は、「申立期間①当時の資料が無く、当時の事務担当者も不明である。当社の業務内容についても申立期間①当時とは大きく変わっており、当時の状況は不明である。」と回答しているとともに、申立期間①当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における

勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間①当時の同僚として、自身の兄の名前を挙げているものの、申立人の兄は、「弟は、申立期間①頃にA社に勤務していたが、厚生年金保険に加入していたか否かは分からない。また、私の同社における厚生年金保険の加入記録は昭和34年7月1日からとなっているが、同社にはそれ以前から勤務していた。しかし、入社当初から厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が控除されていたか否かは分からない。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間①に厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた12人（申立人の兄を除く。）に照会し、6人から回答が得られたものの、その全員が申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる供述を得ることができない。

加えて、上記同僚6人のうち4人は、自身がA社に入社した時期を記憶しており、このうち、D業務担当者であったとする一人及びE職であったとする一人については、自身が記憶している入社時期とほぼ同時期に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものの、申立人と同様に、B職であったとする二人については、自身が記憶している入社時期から1年1か月後から1年4か月後に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①当時、同社は、B職について、採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

その上、被保険者名簿を確認したが、申立期間①において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において被保険者の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人のC社における標準報酬月額記録は、オンライン記録によると、平成10年10月から11年1月までは24万円、同年2月から13年9月までは15万円、同年10月及び同年11月は14万2,000円となっているが、申立人は、同社に勤務していた期間において、給与額が下がったことはないと主張している。

しかしながら、C社は、「申立人が平成10年\*月に60歳に到達したことにより、申立人の給与額は同年10月分から減額されている。このことは申

立人も十分承知しているはずである。」と回答しており、同社から提供された平成10年8月分から同年12月分（翌月支給）の作業日報（賃金支払明細書）及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額改定通知書により、申立人が60歳に到達した月の翌月である同年\*月分（平成10年\*月に支給）以降の給与額が減額して支給されていることが確認できるとともに、随時改定については、固定的賃金に変動のあった月以後継続した3か月に受けた報酬の総額を平均した額が、その前の標準報酬月額と比べて、2等級以上の差が生じた場合に4か月目に改定されるどころ、同年11月、同年12月及び11年1月に支給された給与額により、同年2月からの標準報酬月額が改定されたことが確認できることから、これら事業主の届出及び社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は認められない。

また、C社から提供された申立人の平成13年4月から同年10月に係る賃金台帳により、当該期間における申立人の給与支給額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に相当する額又はそれ以下の額である上、当該期間において控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、C社における厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、平成9年1月から13年12月までの期間において60歳に到達している者が申立人を除き二人確認できるが、両人はいずれも、申立人と同様に、60歳に到達した月から5か月後に、標準報酬月額が随時改定により引き下げられていることが確認できる。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3872

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月から 32 年 2 月 1 日まで

昭和 29 年 3 月から 36 年 3 月 31 日まで A 社に勤務したが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は 32 年 2 月 1 日となっており、申立期間の加入記録が無い。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間において継続して A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社は、昭和 29 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることから、申立期間のうち同年 3 月から同年 4 月 30 日までの期間は、適用事業所でないことが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本により、申立てに係る A 社は、平成 13 年 10 月 1 日に同社と同名称の A 社と合併したことにより解散していることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主二人は、いずれも死亡していることが確認できる上、現在の A 社は、「申立てに係る A 社は、当社と合併して解散しており、当時の状況は不明である。また、当社には、申立てに係る A 社の当時の従業員に関する厚生年金保険被保険者名簿が残っているものの、当該資料に申立人の記載は無く、このほかに資料は無い。」と回答している。

さらに、申立人は、「入社当初は、A 社 B 出張所に採用された。その後、時

期は覚えていないが、本社採用の正社員となった。」と供述しているところ、申立人が申立期間当時の同僚等として名前を挙げた13人のうち、生存及び所在が確認できた5人に照会し、3人から回答が得られたものの、このうち一人は、「申立人は、C学校卒業と同時にA社B出張所にD職として採用されたと記憶している。当時、出張所採用のD職に係る給与計算及び給与支払事務は各出張所で行われていたが、本社採用の正社員になった場合には給与事務が本社で行われることとなり、厚生年金保険料が給与から控除される取扱いになっていた。出張所採用のD職は、厚生年金保険には加入しておらず、私も、正社員に採用されるまでの期間は同保険に加入していない。申立人も同様に、本社採用の正社員になるまでの期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。申立人が本社採用の正社員となった時期までは覚えていない。」と具体的に供述しているとともに、被保険者名簿によると、当該同僚は、同人が記憶している入社日から4年6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、他の二人からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、上記の同僚のほか、被保険者名簿において、昭和36年4月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた同僚8人に照会し、5人から回答が得られたところ、このうち二人は、「申立期間当時、A社では、出張所採用の者については厚生年金保険に加入させていなかった。出張所採用の者は、入社後数か月間の試用期間があり、試用期間経過後にD職として採用され、その後、本社採用の正社員となるが、厚生年金保険に加入するのは、正社員として採用された後であった。私も、当初は出張所採用のD職であったが、正社員に採用されるまでの期間は厚生年金保険に加入していない。」と前述の同僚と符合する供述をしており、他の3人からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで  
② 平成 15 年 9 月 1 日から 17 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間について、給与額が下がった記憶はないが、厚生年金保険の加入記録においては、申立期間①及び②の標準報酬月額がそれぞれの期間以前よりも低額に記録されている。

申立期間①及び②の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①及び②について、A社が保管する賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額である期間が確認できるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

また、A健康保険組合における申立期間①及び②の標準報酬月額の記録は、いずれもオンライン記録と同額の 38 万円であることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、それぞれの年度における定時決定の記録となっており、これは、事業主

がそれぞれの年度における算定時期（平成13年は同年5月から同年7月までの3か月間、15年及び16年は各年の4月から6月までの3か月間）の報酬月額平均額を社会保険事務所（当時）に対して届け出ることによって決定されるが、前述の賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立期間①及び②の定時決定に係る算定時期における報酬月額平均額は、いずれもオンライン記録と一致する38万円の標準報酬月額に相当する額であることが確認できることから、これら事業主の届出及び社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

- 3 このほか、申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。